

家庭における熱の有効利用促進事業実施要綱 新旧対照表

新	現行
<p>(制定)令和2年4月9日付31環地地第502号                      (改正)令和2年7月10日付2環地地第131号                      (改正)令和3年5月26日付3環地地第81号                      (改正)令和3年12月9日付3環地地第351号</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 助成対象者</p> <p>助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次のいずれかに該当する個人又は法人とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国の出資、出えんの比率が50%を超える法人を除く。</p> <p>一、二 略</p> <p>3～4 略</p> <p>5 助成金額</p> <p>本事業の助成金の交付額は、助成対象設備の種別ごとに次のとおりとし、助成対象経費に国及び他の地方公共団体による補助金が含まれる場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経</p>	<p>(制定)令和2年4月9日付31環地地第502号                      (改正)令和2年7月10日付2環地地第131号                      (改正)令和3年5月26日付3環地地第81号</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 助成対象者</p> <p>助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次のいずれかに該当する個人又は法人とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えんの比率が50%を超える法人を除く。</p> <p>一、二 略</p> <p>3～4 略</p> <p>5 助成金額</p> <p>本事業の助成金の交付額は、助成対象設備の種別ごとに次のとおりとし、助成対象経費に国及び他の地方公共団体による補助金が含まれる場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経</p>

費を超えない範囲において交付するものとする。

(1) 高断熱窓

ア 申請受付日が令和3年12月31日までのもの

助成金の交付額は、助成対象経費の6分の1以内であって、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。

(ア) 1住戸当たり 500,000 円

(イ) 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合には、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額

イ 申請受付日が令和4年1月1日から令和4年3月31日までのもの  
助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であって、次の各号のいずれか

小さい額を上限とする。

(ア) 1住戸当たり 1,000,000 円

(イ) 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合には、助成対象経費

の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額

(2) 高断熱ドア（高断熱窓と同時に設置する場合に限る。）

ア 申請受付日が令和3年12月31日までのもの

助成金の交付額は、助成対象経費の6分の1以内であって、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。ただし、設置枚数の上限を1住戸当たり1枚とする。

(ア) 1住戸当たり 80,000 円

(イ) 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合には、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額

イ 申請受付日が令和4年1月1日から令和4年3月31日までのもの

費を超えない範囲において交付するものとする。

(1) 高断熱窓

本事業の助成金の交付額は、助成対象経費の6分の1以内であって、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。

ア 1住戸当たり 500,000 円

イ 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合には、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額

(2) 高断熱ドア（高断熱窓と同時に設置する場合に限る。）

事業の助成金の交付額は、助成対象経費の6分の1以内であって、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。ただし、設置枚数の上限を1住戸当たり1枚とする。

ア 1住戸当たり 80,000 円

イ 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合には、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であって、次の各号のいずれか

小さい額を上限とする。ただし、設置枚数の上限を1住戸当たり1枚とする。

(ア) 1住戸当たり160,000円

(イ) 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の6分の5の額から当該補助金の額を控除した額

(3)(4) 略

第5～第7 略

附則（令和2年4月9日付31環地地第502号）

本実施要綱は、令和2年4月9日から施行する。

附則（令和2年7月10日付2環地地第131号）

本実施要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附則（令和3年5月26日付3環地地第81号）

本実施要綱は、令和3年5月26日から施行する。

附則（令和3年12月9日付3環地地第351号）

本実施要綱は、令和3年12月15日から施行する。

(3)(4) 略

第5～第7 略

附則（令和2年4月9日付31環地地第502号）

本実施要綱は、令和2年4月9日から施行する。

附則（令和2年7月10日付2環地地第131号）

本実施要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附則（令和3年5月26日付3環地地第81号）

本実施要綱は、令和3年5月26日から施行する。